



made in  
JOETSU

# メイド・イン上越認証品[工業製品]を募集します。

市内の中小企業等が積極的な研究開発により製造した優れた工業製品をメイド・イン上越として認証することで域内外に広く発信し、その販路開拓・販売促進を支援します。

**【申請受付期間】平成30年4月2日(月)～6月1日(金)**

## ■申請対象者

市税の滞納がなく、市内に事業所を有する中小企業者、事業協同組合、企業組合及び協業組合

## ■認証対象製品

市内に事業所がある中小企業者等が開発し、又は製造する完成品のうち、今後自社ブランドになりうる製品。

※完成品：当該事業所によって、それ以上の加工または変更がなされない製品のこと。

## ■認証基準

市がヒアリングや書類審査を行った上で、主に以下の視点からメイド・イン上越認証等審査委員会で総合的な審査を行ない、認証の採否を決定します。

- ① 新規性・オリジナル性（独自の発想や技術で生産された完成品、特許の保有などの新規性等）
- ② 信頼性（製品管理体制、経営基盤の状況等）
- ③ 市場性（マーケットへの訴求力、競争優位性、販売価格の適正性）

## ■申請後から認証及び登録までのスケジュール

※**【お願い】：申請書類の提出前に、必ず上越ものづくり振興センターにご相談ください。**

- ① 申請書等必要書類を提出：～6/1までに ※詳細は、別紙「募集要領」をご確認ください。
- ② 事前評価（ヒアリング等）：申請書提出後随時
- ③ 審査会：6/下旬（予定） → 申請者から製品プレゼンテーション形式
- ④ 認証決定：7/中旬（予定）

## ■主な支援策

- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証書を交付します。
- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証ロゴマークの使用ができます。
- ・上越市見本市等出展事業補助金制度の「新市場開拓枠」により、販路開拓、販売促進を支援します。
- ・パンフレット、広報上越、マスコミ等を通じたPR、情報発信を行います。
- ・その他、認証の期間に実施する施策に合わせ支援を行う予定です。

詳しくは、上越ものづくり振興センターへご連絡ください。なお、募集開始時に上越市ホームページに申請方法や様式等を掲載します。

問い合わせ先：上越市産業観光部 上越ものづくり振興センター（上越市大字土橋 1914-3 上越市民プラザ2階）  
電話：025-522-2666 FAX：025-522-2678 メール：monodukuri@city.joetsu.lg.jp